

告示

埼玉県告示第八百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）合同会社勝実様賃貸店舗新築工事

埼玉県志木市幸町一丁目二千八百十一番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 収容能力が二十台または面積が五百平方メートル以上の駐車場を設置する場合、埼玉県生活環境保全条例により、設置者又は管理者は駐車場の利用者に対し、アイドリング・ストップの実施を周知することが義務付けられているので遵守してください。

(2) 廃棄物の減量化及び資源化への協力について

(一) 事業系ごみについては、許可業者による適正な処理はもとより、分別を徹底し、ごみの減量化及び資源化に努めてください。

(二) 市が実施している4R（リフューズ：ごみになるものはお断りします リデュース：ごみを減らします リユース：再使用します リサイクル：再資源化します）推進に基づき、マイバック持参、レジ袋辞退運動に協力してください。

(3) 屋外照明の設置について

宅地等の開発及び中高層建物の建築に関する指導要綱に則り、事業者は、環境省が策定した「光害対策ガイドライン」の趣旨にのっとり、建築物に屋外照明のため器具又は設備を設置するときは、交通の安全の確保、防犯その他の屋外照明の目的を確保しつつ、光害の防止に必要な措置を講ずるよう努めてください。

(4) 交通安全対策について

(一) 隣接道路への出入りについての安全確保に努めるとともに、周辺生活道路の進入に対する、住民からの苦情・要望に対して、事業者側で対応してください。

(二) 出入り口部について、交通安全対策として交通誘導員などの配置を配慮

してください。

(三) 店舗新設後、施設裏側市道などの安全確保について配慮してください。

(四) 店舗新設後、入庫待機車による交通渋滞について配慮してください。

(5) 通学路の安全確保について

(一) 小・中学校の通学路であることと、小学校の放課後の自転車事故が多数発生している状況があることから、来店者が多くなると思われる夕方の時刻には児童・生徒の下校時刻と重なるため、駐車場の出入口及び搬入車両専用出入口に交通整理員を配置する等安全確保の徹底を図ってください。

また、朝の登校時に搬入車両が出入りする場合にも、児童・生徒の安全確保の徹底を図ってください。

(二) 店舗新設後、児童生徒が荷捌きの搬入車両及び店舗利用者の車両による交通事故の被害に遭わないよう、安全対策に配慮ください。

(6) 防災対策への協力について

災害の発生またはそのおそれがある場合には、地域住民の一時避難場所として駐車場内の利用について協力してください。

(7) 店舗を活用した地域交流の推進について

超高齢社会、少子化、核家族化が進行し、認知症者も大幅に増加することが予測されている中、新しい地域づくりの一環として、できるだけ住民やボランティアの主体的な互助活動で支えていくことが求められています。

大規模小売店舗においてもこのような状況を踏まえ、地域の高齢の方等が気軽に集える場所、スペースを設けることで、住民の主体的な互助活動を促進する取組みを実施してください。

例えば、イオン葛西店では、早朝開店(午前七時〜)をして高齢者が体操や囲碁、将棋といった娯楽ができるスペースを無料提供したことで、売り上げが昨年度より三十パーセント上昇したという好事例もあります。このような取組みを促進していくことで企業経営の向上はもとより、少子高齢化に即した店舗の展開、地域活性化にもつながるものと考えます。

(8) 高齢者の移動手段の確保について

高齢者福祉の観点から、大規模小売店舗は、単に商品が購入できる生活支援施設であるのみならず、店舗に行き、他者と触れ合い、交流することによる介護予防・自立支援の役割も大きいと考えます。

しかしながら、移動手段がない、一人による外出が困難で支援が必要である、など様々な障壁により、効果があるにも拘わらず、外出ができない高齢者がいることも事実です。よって、店舗の開店にあたっては、巡回バスの運

行等、移動手段の確保等を検討してください。

開店予定の店舗は、駅からも近く立地としても好条件にあるようですが、周辺に暮らす高齢者には、移動手段に頼らなければ、外出に困難な方もおり、また市内の店舗においては、介護事業所との連携協力による、無料送迎バスの運行を行い、高齢者等に喜ばれている事例もあるため、検討してください。

(9) 障がい者の安全確保及び、雇用の配慮について

店舗前を通る障がい者の安全に配慮して、車両の誘導等を行ってください。

店舗で働く職員については、障害者差別解消法の趣旨を踏まえて障がい者等に対して合理的配慮に努めてください。

(10) 商店街、商工団体への参画

志木市の商工業の振興を図る観点から、志木市商工会に加入し、連携・協力を図ってください。

(11) 雇用対策について

社員の採用にあたっては、常勤・パートにかかわらず、「ジョブスポットしき」を通じて、地元からの採用に留意してください。

(12) 地場農産物の販売について

本市にあつては、有機栽培等に取り組む農家もあり、他店舗においても地元の農作物として販売していることから、地産地消の取組みを積極的に展開してください。

二 縦覧期間

平成三十年八月三日から平成三十年九月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター